

議案第53号

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように  
制定する。

令和4年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例（平成28年鹿児島県条例第4号）の  
一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第4条第1項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、所要の改正をしようと  
するものである。